

政府備蓄米の無償交付に係る手続き

子ども食堂等用

令和2年8月
農林水産省政策統括官付穀物課



子ども食堂等のごはん食の推進を支援します

未来を担う子どもたちに、
ごはん食のおいしさや重要性を知ってほしい。

留意事項

- 子ども食堂等で幼児・児童・生徒を対象に、**食育の一環として、政府備蓄米を自ら使用する**場合に対象になります。
(1か所あたり60kgまで無償交付します。)
- 前年度からごはん食の数量増加**が見込まれることが必要です。
- 政府備蓄米は、**玄米のほか、精米**での提供も可能です。



(お問い合わせ先)

本事業の内容は、以下の部署に直接お問い合わせください。

農林水産省政策統括官付穀物課消費流通第1班(高嶋、落合、門)

(ダイヤルイン:03-3502-7950 対応時間:9時~18時)

目 次

子ども食堂等への政府備蓄米の無償交付	1
政府備蓄米無償交付に係る手続き	2
政府備蓄米の交付申請時に必要な書類	4
政府備蓄米の交付決定時にお渡しする書類	6
政府備蓄米の引渡し時に必要な書類	7
政府備蓄米の使用報告時に必要な書類	8

子ども食堂等への政府備蓄米の無償交付

【 目 的 】 農林水産省は、これまで学校給食用に使用する米の一部について、政府備蓄米を無償で交付してきたところです。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、休校を余儀なくされる学校がある中、子ども食堂等における食事の提供が学校給食の補完機能を果たすなど、あらためてその役割が再認識されています。

これらを受け、子ども食堂等に対し、食育の一環としてごはん食を推進を支援するため、政府備蓄米を無償交付します。

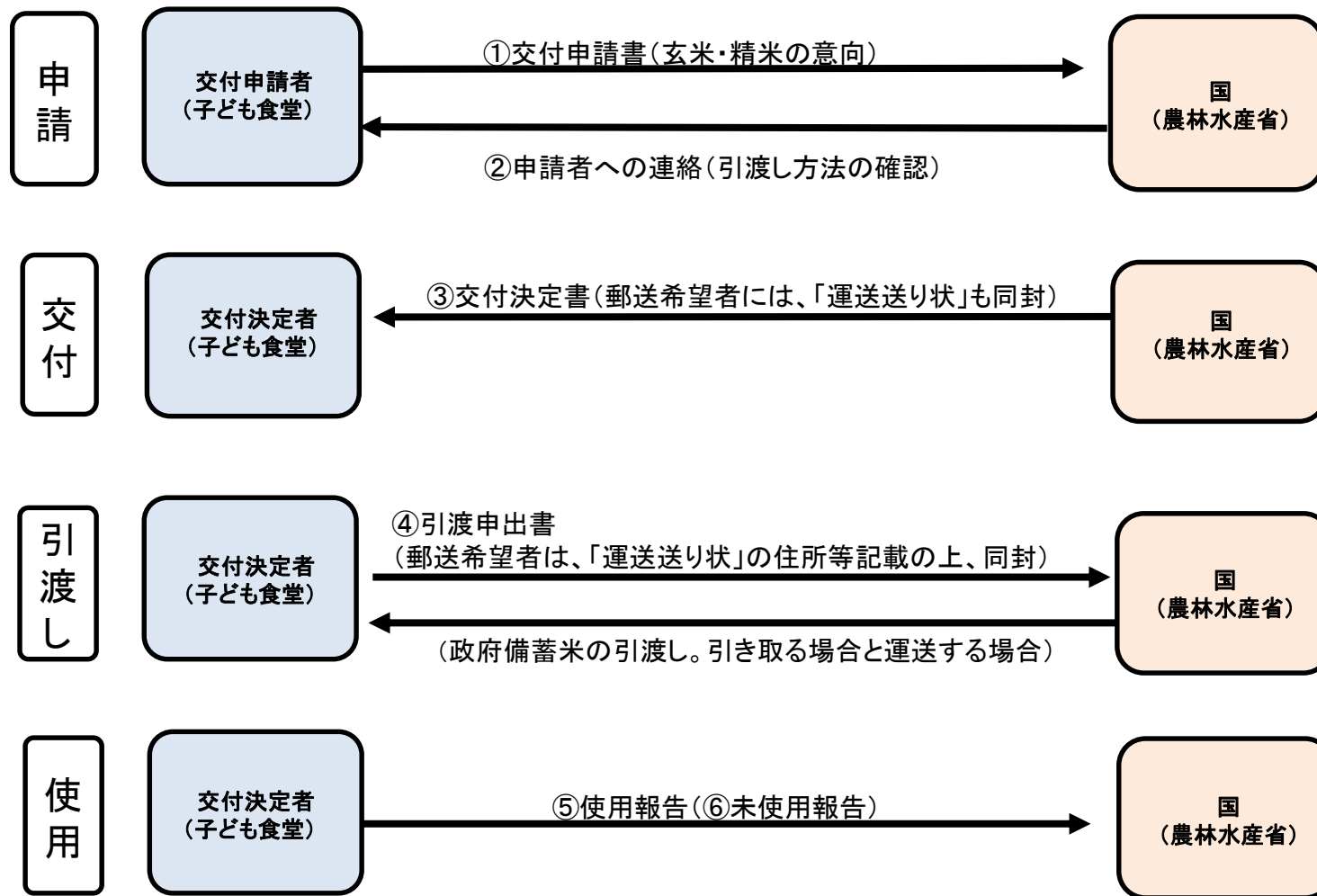
- 【交付対象者】
1. 子ども食堂（地域のボランティアが子どもたちに対し無料又は安価で栄養がある食事や子どもに共食の機会を提供する取組を行う団体）
 2. フードバンク（食品ロスの削減の推進に関する法律第19条第1項に定める活動を行う団体）

- 【 交付要件 】
1. 子ども食堂等において、幼児、児童又は生徒を対象に、食育の一環としてごはん食を推進することを目的に、政府備蓄米を自ら使用する取組であること。
 2. 緊急的な措置を理由に前年度からごはん食の数量増加が見込まれること。
 3. 交付する米は、60kgを上限として、今年度内に使用すること。
 4. 子ども食堂等において対面での食事提供から弁当配布に変更する場合は、食育の取組を行うことにより、交付対象となります。
 5. 政府備蓄米（玄米又は精米）を単に食材として他者に提供する取組は交付対象外です。

政府備蓄米の無償交付時に係る手続き

1. 政府備蓄米の交付申請（子ども食堂等→農林水産省）
 - ・ 交付申請書（子ども食堂等政府備蓄米使用計画書等）を農林水産省に提出して下さい。
※政府備蓄米は、玄米または精米で提供しますので、「交付申請書」にご希望を記入して下さい。
2. 農林水産省の職員からの連絡（農林水産省→子ども食堂等）
 - ・ 交付申請内容（使用計画等）の内容確認とともに引渡方法の説明、確認を行います。
※引渡方法は、近くの保管倉庫に受け取りに来て頂く方法と保管倉庫から宅配業者が運送する方法（費用は国が負担します。）から選択いただきます。
3. 政府備蓄米の交付決定書の送付（農林水産省→子ども食堂等）
 - ・ 交付申請内容の確認後、国から「交付決定書」を送付します。
※保管倉庫から宅配業者の運送を希望する方には、農林水産省から「運送送り状」を送付します。
4. 政府備蓄米の引渡申出書（政府備蓄米の引渡し）（子ども食堂等→農林水産省→倉庫管理する受託事体）
 - ・ 「引渡申出書」を保管倉庫（農林水産省を経由）へ提出。
※保管倉庫から運送による引渡しを希望する方は、「引渡申出書」とともに、送り先を明記した「運送送り状」を提出して下さい。
5. 政府備蓄米の使用報告（子ども食堂等→農林水産省）
 - ・ 子ども食堂等における政府備蓄米の使用結果を農林水産省に必ず報告して下さい。
※翌年度4月末まで。
6. 政府備蓄米の未使用報告（子ども食堂等→農林水産省）
 - ・ 政府備蓄米を申請当初の使用計画書のとおり使用できなかった場合、農林水産省に必ず報告して下さい。
※政府備蓄米が残ることが判明した分かったときに、速やかに報告して下さい。

子ども食堂への政府備蓄米の無償交付に関する手続きについて



【様式2号－別紙2】

「様式2号-別紙1」

		学校等区分	学校等数	給食等予定人員	1人1食当たり給食等量	給食等予定延べ人員	増加数量	申請数量
		計算式		①	②	③=①×増加回数	④=②×③	⑤=④①
学校等給食費用	小学校	校 ()	人 ()	精米 g ()	人 ()	精米 kg ()	精米 kg ()	
	中学校	() () () () () () () ()						
	夜間学校	() () () () () () () ()						
	特別支援学校	() () () () () () () ()						
	幼稚園	() () () () () () () ()						
	保育園等	() () () () () () () ()						
	小計							() a
	交付申請数量小計 (a÷0.903)							() 玄米 kg
調理実習等学習教材及び用食費用	小学校	校						精米 kg
	中学校							
	夜間学校							
	特別支援学校							
	幼稚園							
	保育園等							
	小計							b 精米 kg
子ども食堂等における食費用							c 玄米 kg	
交付申請数量小計 (c÷0.903)								() 玄米 kg
交付申請数量合計								() 玄米 kg

(注) 1. 給食等延べ人員欄には、各校等における増加回数に給食等予定人員を乗じた学校区等分別の延べ人数を記載する。

2. 学校等給食用の各欄及び交付申請数量合計欄の () 内には、米粉パン等用の数量等を記載する。

3. 夜間学校とは夜間課程を置く高等学校をいう。

4. 都道府県毎に別表とし、この場合は右欄外に都道府県名を記載すること。

5. 給食予定人員欄、1人1食当たり給食量欄及び給食予定延べ人員欄に給食とあのは、調理実習等学習教材用、試食会用、子ども食堂等における食費用の場合には、調理実習等、試食会、子ども食堂等における食費用とする。

6. 精米の交付を希望する場合は、申請数量欄の c のみ記載すること。

4

【様式2号一別紙4 使用計画書】

「様式2号一別紙4」

子ども食堂等政府備蓄米使用計画書

1. 子ども食堂等

①名称	
②団体種別	
③子ども食堂等の 長の氏名	
④所在地	〒
⑤電話番号 （電子メールアドレス）	
⑥公的機関との 関わり	
⑦他団体との関 わり	

（注）1. 「②団体種別」の欄は、「公益法人（公益社団法人又は公益財団法人）」、「NPO法人（特定非営利活動法人）」、「一般法人（一般社団法人又は一般財団法人）」又は「その他ボランティア団体等非営利かつ公益に資する活動を行う法人又は任意団体」のうちいずれかを記載してください。
2. 「⑥公的機関との関わり」の欄は、国、都道府県又は市区町村からの支援（補助事業等）や表彰を受けた実績があれば、年度と事業名等を記載してください。
3. 「⑦他団体等との関わり」の欄は、連携している団体や企業等がある、活動に当たり他団体からの支援を受けている等の場合に記載してください。

2. 取組の概要

①これまでの取組	
②今回の取組	

（注）1. 「①これまでの取組」は、これまでにを行った子どもを対象とした食事提供の取組等について具体的に記載してください。
2. 「②今回の取組」は、食育の取組内容、政府備蓄米の活用方法及び学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21総食第47号農林水産省総合食料局長通知）第4の1の（4）のイの緊急的な措置により前年度からごはん食の数量増加が見込まれる理由について具体的に記載してください。

3. 子ども食堂等使用計画

①1週間あたり利用予定人数	人
②1人1食あたりに使用する量（a）	g
③前年の食事提供回数	回
④今年度の食事提供予定回数	回
⑤予定される食事提供の増加回数 （④－③）	回
⑥予定される利用増加のべ人数 （⑤×a）	人
⑦予定される米の増加数量（⑤×⑥）	精米 kg ⑧小穀点第1位まで記載
⑧申請数量（⑦×②）	kg ⑨小穀点第1位まで記載 玄米 kg ⑩小穀点第1位まで記載
（参考）精米数量×0.903＝玄米数量	

（注）1. 添付資料として、以下の資料を必ず提出しなさい。
①団体体制図が分かるもの
②常勤スタッフがいる場合は、当該スタッフ名簿（役職、氏名等）
③活動状況が分かるもの
④子ども食堂等において食事提供場所の写真（建物の外観、食事の提供を行う部屋等）
⑤開催案内（チラシなど）
2. 子ども食堂等の食育用使用に係る自己申告書（様式2号一別紙4-1）
3. 誓約書に様式2号一別紙4-2
4. 精米の交付を受ける場合は、⑧の申請数量のうち、精米の数量のみ記載すること。

【様式2号一別紙4-1 自己申告書】

「様式2号一別紙4-1」

子ども食堂等の食育用使用に係る自己申告書

申告事項	チェック
1. 以下の(a)又は(b)に該当する団体である。 (a) 地域のボランティアが子どもたちに対して無料又は安価で栄養がある食事や子どもに共食の機会を提供する取組を行う団体（子ども食堂） (b) 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第19条第1項に定める活動を行う団体	☐
2. 子ども食堂等で政府備蓄米を調理し、提供できる。（新型コロナウイルス感染症への対策として、子ども食堂等における食事の提供から弁当の配布に変更した場合で、かつ、食育の推進という目的に合致する取組を行いつつ弁当を配布する場合を含む。）	☐
3. 参加した子どもたちにごはん食の重要性などについて、対面で伝えることができる。	☐
4. 子ども食堂等における衛生管理について、厚生労働省が示す衛生管理のポイント等に基づき、しっかり取り組んでいる。	☐
5. 政府備蓄米について、子ども食堂等における食育用以外の用途に使用しない。	☐
6. 政府備蓄米について、これを転売又は貸し付けを行わない。	☐
7. 政府備蓄米の取扱いにおいて、食育用以外の用途に使用するなど違反した場合、違反した数量に見合う徴収金及び加算金が徴収されることに異存がない。	☐
8. 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にあるものではない。	☐
9. 子ども食堂等の運営に関し、これまで法令等に違反する等の不正行為を行っていない。	☐

上記、申告事項の内容を確認したことに相違ありません。

子ども食堂等の長氏名

印

（注）氏名欄には、署名し、又は記名押印すること。

【様式2号一別紙4-2 誓約書】

「様式2号一別紙4-2」

年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

誓約書

（子ども食堂等における食育用）

私は、子ども食堂等において使用するために無償交付を受けた政府備蓄米について、その全てを食育用として使用することとし、他の用途に使用しないこと並びに当該政府備蓄米を受領した日から3日以内に、当該政府備蓄米に問題がないことを確認し、かつ、当該政府備蓄米に問題があった場合には農林水産省及び受託事業体に連絡することを誓約します。

また、貴職が学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21総食第47号農林水産省総合食料局長通知）第11に基づく調査を行った場合又は同要領第11に基づく報告を求めた場合には、これに協力することを誓約します。

万一、この誓約書に反した場合には、同要領第3の2に基づき交付対象者から除外される可能性があること及び同要領第10の3に基づく措置が講じられる可能性があることに異存がないことを申し添えます。

（子ども食堂等の長）

氏名

印

（注）氏名欄には、署名し、又は記名押印すること。

（注）上記の他、

(1) 団体の体制が分かるもの（①組織体制図、②常勤スタッフがいる場合は、当該スタッフ名簿（役職、氏名等））

(2) 活動状況が分かるもの（①子ども食堂において食事提供場所の写真、②開催案内（写真など））

を提出して下さい。

政府備蓄米の交付決定時にお渡しする書類

【様式3号 交付決定書】

「様式3号」

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）学校給食会代表者 殿
又は
〇〇県（都道府）知事 殿
〇〇市（区町村）長 殿
〇〇国立大学法人の長 殿
〇〇学校法人等の長 殿
子ども食堂等の長 殿

農林水産省政策統括官 印

学校給食用等・子ども食堂等における食育用政府備蓄米交付決定書
(無償交付・有償交付)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けにて貴殿より申請のあった件については、学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21総食第47号総合食料局長通知。以下「要領」という。）第7の2の(2)の規定に基づき、下記のとおり交付を決定した
ので通知します。

記

1 引渡しを行う者（受託事業者）

2 交付決定数量等

年度	産地	品種銘柄	等級	包装	数量 (kg)	備考

(注) 子ども食堂等の長に通知する場合は、備考欄に玄米・精米の別を記載すること。

3 引渡しの方法（在姿・運送）
(注) 倉庫業者等引渡し（無償交付・有償交付）及び売買契約（有償交付）に必要な事項を通知します。

4 交付の条件 要領の定めるところに従い学校等給食用（調理実習等学習教材用・試食用）又は子ども食堂等における食育用に使用すること。

1 引渡しの方法は、近くの保管倉庫に出向いての受け取りに来て頂く方法又は保管倉庫からの運送する方法から選択いただきます。

2 運送による受け取りを希望される場合は、「交付決定書」を送付時に、「運送用送り状」もお送りします。

(例) 同封する運送送り状

「宅急便センター受け取りサービス」ご利用時のお願い お届け先に宅急便センターの「センターコード」「センター名」をご記入ください。お届け先が宅急便センターの場合は「センターコード」を必ずご記入ください。お届け先が宅急便センターでない場合は「センターコード」を必ずご記入ください。

ご希望の方は、お届け先が宅急便センターの場合は「センターコード」「センター名」をご記入ください。お届け先が宅急便センターでない場合は「センターコード」を必ずご記入ください。

請求書 依頼主様

住所 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

TEL 03-1234-5678

氏名 山田 太郎様

郵便番号 〒100-0001

お届け先 (お受け取り) 希望日 月 日 時間 時

品名 (フ列モノ・なまもの) Comments (Fragile・Perishable)

重量 (宅急便で特にご注意ください) 主な品目(を)をよくご確認ください。品名はできるだけ詳しくご記入ください。宅急便で現金は送付できません。

ゴルフ・スキー・空箱 クラブ本数 本

運送・待込 取扱・未着・電マナー・KM面・積算カード・ポイント

料 金 円

合計 (税込) 円

お届け予定日 年 月 日

クロネコメンバーズに登録すると、受け取る・送るが便利になります

ヤマト運輸 運送 お荷物のお問い合わせはヤマト運輸ホームページへ

政府備蓄米の使用報告時に必要な書類

【様式8-3号 使用報告書】

「様式8-3号」

番号
年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

子ども食堂等の長 印

子ども食堂等における食育用政府備蓄米使用報告書

令和〇〇年度の子ども食堂等における食育用政府備蓄米の交付について、下記のとおり交付米穀の全量を子ども食堂等における食育用として使用した（又は使用しなかった）ことを報告します。

記

	年間計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
提供月日	年間 〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日
提供場所													
参加のべ人数													
米使用数量													
配布された米のうち未使用数量 (kg)													

(注1) 米使用数量及び配布された米のうち未使用数量 (kg) の欄は、「交付決定書 (様式3号)」の備考欄による五米・精米別に報告すること。

(注2) 添付資料として、以下の書類を必ず提出願います。

1. 交付された政府備蓄米について毎回使用した米の量や残った米の量などを記載した資料 (受払簿等)

2. 子ども食堂等における、政府備蓄米の使用状況等が分かるもの

① 子ども食堂等で参加者が政府備蓄米を食べている場面の写真

② 食育用に使用したチラシやパンフレット等

(注3) 報告者は、署名し、又は記名押印すること。

【様式8-5号 未使用報告書】

「様式8-5号」

番号
年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

〇〇県 (都道府) 学校給食会代表者 印

又は

〇〇県 (都道府) 知事 印

〇〇市 (区町村) 長 印

〇〇国立大学法人の長 印

〇〇学校法人等の長 印

子ども食堂等の長 印

学校給食用等・子ども食堂等における食育用政府備蓄米未使用報告書
(無償交付・有償交付)

学校給食用等政府備蓄米交付要領 (平成21年5月20日付け21総食第47号総合食料局長通知) 第13の1の規定に基づき、下記のとおり使用しなかったことを報告します。

記

学校等名及び子ども食堂等名：

1 実施計画が実施できなくなった理由

2 全交付数量

3 未使用交付数量

4 未使用交付米穀の使用計画

(注) 報告者は、署名し、又は記名押印すること。

- 1 政府備蓄米を使用結果を記載の上、農林水産省に4月末までに報告して下さい。
- 2 政府備蓄米が残る場合は、分かった時点で、速やかに農林水産省へ報告して下さい。
(未使用分の承認が必要なため。)